

美研事件

東京地裁 平 20.11.11 判決〔控訴〕

（事件の概要）

(1) 被告は、化粧品の販売、美容マッサージ、医薬品の販売、食品販売、活性水成器の販売等を生業とする会社で、原告は被告会社に、平成 16 年 12 月から、テレフォンアポインター（パート又はアルバイト）として就業。平成 17 年 4 月 1 日から営業職である美容カウンセラー（正社員）として採用され（同年 6 月 30 日までは試用期間）勤務したが、平成 18 年 3 月末日をもって解雇された。

(2) 被告は、始業時刻の 10 分前に出勤することを求め、それ以降は遅刻扱いとしていた。また、原告の給与は、試用期間中は月額 18 万 8000 円で、本採用後は基本給＋歩合＋各種手当であった。被告は、本採用後の基本給は 12 万 8000 円と主張し、原告は募集広告記載の「月給 18 万 8000 円＋能力（歩合）給＋各種手当」と主張している。

(3) 原告は、平成 17 年 10 月 28 日に、顧客から「詐欺商法」とのクレームを受け、上司の指示を仰ぎ、すぐに解約したが、同年 11 月 24 日の東京事業本部の会議で、そのことにつき、専務から強く非難され罵倒された。同年 12 月 19 日、原告はテレフォンアポインターの職に移るように命令されたが、原告はこれを降格だとし、文書で命令を出すように求めたら、「言うことを聞かなければ自宅待機だ」と強く言われ、全ての私物をもって会社から退去するよう命ぜられた。これにより、原告は重い荷物のため激しい腰痛となり、また、会社での罵倒、いじめを受け、うつ状態に陥った。平成 18 年 1 月、被告は出社できないのであれば、退職届を出すように求め、原告は退職強要を受けた。

また、原告は全く必要のない被告会社の商品（約 18 万円分）を強制的に購入させられたと主張している。

(4) 本件は、原告が被告らからいじめや退職強要を受けたとことを原因とする慰謝料の支払いと時間外労働手当の支払いを求めたものである。

（判決要旨）

①原告の基本給について

原告が説明を受けて基本給の減額に同意していなければ、この減額は効力を生じない。よって、原告の基本給は 18 万 8000 円と認められる。

②時間外手当の請求について

始業時刻の 10 分前に出勤することを求め、それ以降は遅刻扱いをしている事実を認められることから、実作業をしていないことが仮にあっても、使用者である被告会社の指揮命令下にある時間として、労働時間の扱いをするのが相当である。

③被告らによる原告に対するいじめ、退職強要等があり、不法行為を構成するかについて

被告会社は、原告にテレフォンアポインターが正社員であることを説明していないことからすれば、原告が退職させるように仕向けるための降格と捉えることは無理からぬところがあり、原告に精神的苦痛を与えたものと言える。

被告は不法行為により、原告に対し、損害を与えたというべきである。他の要因はうかがわれないから、因果関係を否定することはできない。

直接の実行行為を行った、被告丙川及び同丁原は上記不法行為につき、民法709条・719条に基づき責任を負う。被告会社は、同被告らの使用者として、民法715条に基づき責任を負う。

④被告らが原告に対し、その優越的な地位を濫用して、不要な商品をうりつけたかについて

被告会社は使用者としての立場を利用して、仕事をさせることにかからめて従業員に不要な商品を購入させたものであるから、公序良俗に違反する商法であり、不法行為をも構成する。